

申第3号に対する窓口回答 下請け、孫請け会社 のことは議論しない！ 無責任甚だしい対応に抗議し 全面的対立を確認

会社は、8月4日、申第3号「柚木基地における車両火災に関する申入れ」（6月20日申し入れ）に対する回答を幹事間の窓口で行ないました。

会社は今回も申入れに対して労使協議を拒否しました。今回の申入れは、新幹線に隣接する保守用車の引き込み線で発生した車両火災についての申し入れで、隣接する一般住宅や新幹線への影響が起きかねない問題でした。しかし、会社は、他の会社の出来事であり議論をすることはないと、まさに耳を疑うような信じられない回答を行いました。このような無責任な会社姿勢は絶対に許されることはありません。J R 東海労は、このような会社の姿勢を許すことなく闘います。

申第3号(6月20日申し入れ)

柚木基地における車両火災に関する申入れ

新聞によると、6月12日11時10分ごろ、静岡市駿河区聖一色の東海道線の線路上で保守用車両火災が発生した報道がされた。幸いにもけが人はなく、列車の運行に支障はなかったが、近くには新幹線も走行していることから、火災による熱や火の粉により新幹線車両への引火や周辺の住居への飛び火による火災も想定された。周辺は異臭が漂い周辺住民に不快感を与えた。又、火災による熱で架線が切断され、停電による列車の運行停止も想定される事象であった。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を開催し、誠意ある回答をする

こと。

記

1. 車両火災について時系列で明らかにすること。
2. 車両火災による影響を明らかにすること。又、沿線住民からの苦情とその対応について明らかにすること。
3. 原因の詳細を明らかにすること。
4. 車両の火災防止のためにどのような対策が講じられていたのか明らかにすること。
5. 今後の再発防止対策について明らかにすること。

【会社回答】

本件作業は、日本機械保線（NKH）で完結しており、当社は当該作業を管理監督する立場にはなかった。

本件作業を実施していた線路設備についても、本線との設備的関連性はなく、当社の列車運行や周辺作業の影響を及ぼす状況下ではなかった。

協議の主体として当社で処分する余地が少なく、業務委員会を開催しない。

1. 発生は平成29年6月12日
11:07 施設係員が火災を発見。直ちに119番、110番通報。
11:10 指令に連絡。
11:11 保線所社員が緊急自動車で出発。
11:15 警察が到着。
11:20 保線区社員が緊急自動車で出発。
11:23 消防到着、放水開始。
11:58 放水ストップ。
12:46 鎮火
2. 新幹線や在来線の運行に影響はなかった。又、沿線住民からの苦情はなく、対応は発生していない。
3. 在来線マルタイの解体作業中に発生した火災が、天井部の断熱材に飛び火した。
4. 消化器及び消化水を用意したと聞いている。
5. 再発防止のための対策を講じると聞いている。

《主なやり取り》

組合：下請け会社のNKHによる解体作業中に火災が起きたのか。

会社：実際に解体をしたのはその下請け会社と聞いている。

組合：孫請けとなるのか。誰が119番したのか。J R 東海の責任者は立ち会っていないかったのか。

会社：現場にいた方だと思う。

組合：火はすぐに広がったのか。初期消火はしなかったのか。すぐに119番通報か。

会社：手元に資料がない。確認してみる。

組合：他人事のような対策だが、対策の中で何か具体的なものはあるのか。

会社：それ以上のことは回答できない。

組合：なぜか。

会社：他の会社のことだからである。

組合：他の会社のことでは済まされぬことだ。たまたま消防車が消してくれたから良かったものを、一步間違ったら地域住民や新幹線にも影響が出た問題だ。

会社：仮定の話はしない。

組合：結果からしか議論しないのか。

会社：そうだ。

組合：結果として新幹線の乗客や住民に死傷者が出ないと議論しないのか。そうなる前に、そうならないようにしっかりと議論しようとは思わないのか。

会社：仮定のことは議論しない。

組合：その考えは大きな間違いだ。最悪のことを想定して、そうならないように議論することが大事ではないか。そもそもまた窓口回答である。協議の場を持つべきだ。

会社：他の会社のことであり、協議の場は持たない。

組合：対立である。会社の姿勢は非常に安易であり甚だその姿勢に疑問を持ち、断固抗議する。

以 上